

宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援 レスパイト事業業務委託仕様書

1. 事業名

宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業

2. 目的

本事業は、健康保険法の適用範囲外となる訪問看護サービスを提供することにより医療的ケアを必要とする児童を在宅で看護・介護する家族の精神的・身体的負担の軽減（レスパイト）を図ることを目的とする。

3. 実施主体

実施主体は宜野湾市（以下「発注者」という。）とし、本事業の運営を適切に実施できる訪問看護事業者（以下「受託者」という。）に委託して行う。

4. 委託期間及び自動更新

(1) 本契約の有効期間は、契約締結日から当該契約締結年度の3月31日までとする。

(2) 本契約の期間満了の1か月前までに、発注者又は受託者のいずれからも書面による反対の意思表示がないときは、本契約は同等の条件をもって翌年度の3月31日まで1年間自動的に更新（継続）されるものとし、以後も同様とする。

(3) 前項の規定にかかわらず、発注者の翌年度の歳出予算において本事業に係る予算が減額又は削除された場合、発注者は本契約の更新を行わないか、又は契約内容の変更を求めることができるものとする。この場合において、受託者に損害が生じたときであっても、発注者はその賠償の責を負わない。

(4) 前各項の規定にかかわらず、自動更新による本契約の継続期間は、初回契約の始期から通算して5年を超えないものとする。

5. 対象者

以下のすべての要件を満たし、発注者から利用決定通知を受けた児童（以下「利用児童」という。）の家族とする。

- (1) 宜野湾市内に住所を有する者
- (2) 在宅で同居の家族による看護及び介護を受けて生活している者
- (3) 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条の4第1項に基づく）による医療的ケアを必要とし、現に訪問看護事業者により医療的ケアを受けており、症状が安定している者

6. 業務内容

受託者は、発注者から利用決定を受けた児童の自宅を訪問し、家族に代わって医療的ケアを含む看護サービス（健康保険法その他の助成制度の適用対象外となる時間帯の訪問看護）を提供する。

7. 利用条件及び時間

- (1) 提供時間帯：原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、利用者の希望があり受託者の対応が可能な場合に限り、午後10時まで延長できる。
- (2) 利用上限（年間）：児童1人につき、1年度（4月1日～翌年3月31日）あたり24時間を上限とする。
- (3) 利用単位：1日1回を限度とし、1回あたり1時間以上（1時間単位）とする。利用時間に30分未満の端数が生じた場合は切捨て、30分以上1時間未満の端数が生じた場合は1時間に切り上げる。

8. 利用者負担

- (1) 利用者の自己負担金は無料（0 円）とする。
- (2) 訪問看護費以外の実費（交通費等）やキャンセル料等の扱いについては、受託者と利用者の間であらかじめ取り決めるものとし、本仕様書の委託料には含めない。

9. 委託料及び算定方法

委託料は、以下の単価に実際の訪問看護提供時間を乗じた額に、消費税及び地方消費税を加算した額とする。

- ・ 平日単価：1 時間あたり 7,000 円（税抜）
- ・ 休日単価：1 時間あたり 9,000 円（税抜）

10. 実施手続き・報告・請求

- (1) サービスの提供：受託者は、発注者から送付される「利用（決定・変更）通知書」に基づき、利用者と調整の上サービスを提供する。
- (2) 実績報告：受託者は、毎月 10 日までに前月分の実施実績について、以下の書類を発注者へ提出しなければならない。
 - ア 訪問看護提供記録票（様式第 5 号）
 - イ 実績報告書（様式第 6 号）
- (3) 委託料の請求：受託者は、毎月 10 日までに委託料請求書（様式第 7 号）を発注者に提出するものとする。発注者は内容を審査し、適正な請求を受理した日から 30 日以内に委託料を支払う。

11. 安全管理及び事故対応

- (1) 受託者は、サービス提供にあたり事故防止に万全を期すとともに、緊急時の連絡体制（主治医・保護者・市窓口等）を事前に整備しておくこと。

(2) 万が一、サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、保護者及び発注者へ直ちに報告し、適切な指示を受けなければならない。

12. 個人情報保護及び秘密保持

(1) 受託者は、本事業の遂行上知り得た利用児童及びその家族の個人情報並びに秘密を、第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

(2) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守すること。

13. 協議事項

本仕様書に定めのない事項または解釈に疑問が生じた事項については、発注者と受託者が誠実に協議の上、定めるものとする。